

## [検討事項] □議員研修会の開催

### 1. 考え方について

- ①議会は、議員の政策立案及び政策提言の向上のため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- ②議会は、市政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、学識経験を有する者等による研修を行うことができる。

### 2. 福島市議会の状況

□福島市議会「議会基本条例に関する研修会」実施：平成 24 年 2 月 3 日

「議会改革と議会基本条例について」※講師：福島大学人文社会学群行政政策学類教授 今井 照 氏

### 3. 参考条文、参考事例等

#### ○会津若松市 第 15 条（議会による研修）

議会は、政策提言及び政策立案能力の向上を図るため、研修を実施する。

- 2 議会は、研修の充実強化に当たり、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

#### ○大東市 第 18 条（議員研修の充実および強化）

議会は、この条例の理念を全議員間で共有するため、一般選挙を経た任期開始後、速やかにこの条例に関する研修を行わなければならない。

- 2 議会は、議員の政策形成および立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化を図るものとする。
- 3 議会は、議員研修の充実強化を実施するに当たり、広く各分野から専門的知識を取り入れるよう努めるものとする。
- 4 議会は、市政の課題に関する調査が必要であると認めるときは、学識経験を有する者等で調査および研修をすることができる。

#### ○越前市 第 14 条（研修）

議会は、政策立案能力及び政策提言能力の向上を図るため、多様な研修の機会を設けるよう努めなければならない。

- 2 議員は、自らも政務調査費等を活用し、自己の能力及び資質の向上を図るため、研修及び調査研究に努めなければならない。
- 3 委員会又は議員若しくは会派は、研修結果の共有を図るため、研修終了後報告書を作成し、研修報告会を開催し、又は議会広報等に掲載するものとする。